（前のページより続き）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定する件（防衛一二六）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（同一二七）

本号で公布された法令のあらまし

◇**防衛省設置法等の一部を改正する法律**（法律第二四号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係

1　統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備することとした。（第一〇条の二、第二一条の二、第二一条の三及び第二八条関係）

2　公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えることとした。（第三六条の二～第三六条の五及び第四五条関係）

3　予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できることとすることとした。（第六八条及び第七五条の八関係）

4　予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「一年」を「二年」に拡大することとした。（第七五条の一〇関係）

5　修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大することとした。（第九八条関係）

6　ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備することとした。（第八四条の五、第一〇〇条の一八及び第一〇〇条の一九関係）

7　共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限並びに、船舶の登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備することとした。（第九一条及び第一〇九条～第一一一条関係）

8　大湊地方隊を廃止することとした。（別表第二関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定めることとした。（第四条、第五条、第六条の二、第二二条の二及び第二七条関係）

四　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加することとした。（第三三条関係）

五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正関係

国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加することとした。（第一条及び第二条関係）

六　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正関係

武力攻撃事態及び存立危機事態に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備することとした。（第一条及び第一八条関係）

七　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正関係

海賊行為へ対処するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備することとした。（第八条関係）

八　施行期日等

1　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

2　この法律は、令和七年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇**特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二五号）（総務省）

1　題名に関する事項（題名関係）

題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改めることとした。

2　趣旨に関する事項（第一条関係）

趣旨に、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務を追加することとした。

3　定義に関する事項（第二条関係）

㈠　「特定電気通信役務」の定義を、特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）とすることとした。

㈡　「侵害情報等」の定義を、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由とすることとした。

㈢　「侵害情報送信防止措置」の定義を、侵害情報の送信を防止する措置とすることとした。

㈣　「送信防止措置」の定義を、侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置（当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置を含む。）とすることとした。

㈤　「大規模特定電気通信役務提供者」の定義を、4の㈠の規定により指定された特定電気通信役務提供者とすることとした。

4　大規模特定電気通信役務提供者の義務に関する事項

㈠　総務大臣は、次のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができることとすることとした。（第二〇条第一項関係）

(1)　当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者の数の総務省令